○ちばりよー！東村中小企業等チャレンジ補助金取扱要領

令和2年10月1日

訓令第16号

（目的）

第１条　この要領は、ちばりよー！東村中小企業等チャレンジ補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条 　要綱のうち、第2条(3)　最近１箇月の売上高が原則前年同月比５％以上減少している事業者等又は法人等であることの要件での比較ができない場合は、

（1）最近1箇月の売上高と最近1箇月を含む最近３箇月の平均売上高を比較

（2）最近1箇月の売上高と令和２年４月の売上高を比較、かつ、その後２箇月（見込み）を含む3箇月の売上高と令和２年４月の売上高の3倍を比較

（3）最近1箇か月の売上高と令和２年1月～2月の平均売上高を比較、かつ、その後2箇月（見込み）を含む3箇か月の売上高と令和２年1月～3月の3箇月を比較

　また、要綱のうち、第2条(4)　村内に所在地又は主たる事業所があることとは、次のいずれかに該当していることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人 | 村内に登記してある事業所を有している |
| 法人村民税等が課税されている |
| 個人 | 東村に住み、住民登録をしている |

（対象事業の例）

第３条 　対象事業の例示を示すと、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業の例 | 補助対象経費の例 |
| 現状を乗り切るために必要とする取組 | 直接収入に繋がる取組や売上確保を図る事業の実施に必要な経費  （例示）  飲食店のテイクアウトやデリバリーの導入、割引クーポンや終息期に利用できる前売り券、チラシなど印刷製本費、広告宣伝費、通信販売に係る手数料など |
| 将来に事業を継続していくために必要とする取組 | 新たな販路の開拓、事業継続の取組等の実施に必要な経費  （例示）  ＥＣサイトの導入経費、クラウドファンディング利用に係る利用料、設備・技術などを活用した他の製品の製造、サービスの展開に必要な経費、テレワークなどの新しい働き方の導入に必要な経費など |
| 安心安全を確保するための感染症予防を図る取組 | 来客用のウイルス・感染予防対策のための備品の調達等に必要な経費  （例示）  空気清浄機や消毒用次亜塩素酸水生成機の設置や、飛沫や接触感染防止の設備、サーモグラフィーなど購入やレンタルに係る経費など |
| その他 | 上記の取組を実施するために必要と認められるもの |

（対象外とする経費の例）

第４条　対象外経費の例示を示すと、次のとおりとする。

（1）恒常的な人件費、家賃、光熱水費、機器通信費など企業活動の固定的経費

（2）交際費や慶弔費、飲食費など、事業と直接関係のない経費

（3）おおむね３か月以上のシステムなどの導入に係るランニングコスト

（4）公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの

（5）既存の設備の更新や改装など、新型コロナウイルスの感染防止対策として　直接関連性が認められないものは対象にならない場合がある

（概算払の割合）

第５条　概算払いの割合は、次のとおりとする

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成する事業者等又は法人 | 補助率、補助限度額 | 概算払で請求できる割合 |
| 個人事業者 | 30万円×１０／１０ | 補助金交付決定額の50％迄 |
| 法人事業者 | 60万円×１０／１０ | 補助金交付決定額の50％迄 |

附　則

この要綱は、令和２年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。